（対象業務に重要な影響を与えることができる社員）

第六十九条の二　令第二十三条第二号ヘに規定する内閣府令で定めるものは、同号イに規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号イからハまでに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

第五章　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

（登録の申請）

第八十三条　法第三十四条の三十四の二の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請書に、同条第二項の規定による書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一　公認会計士　別紙様式第十九号

二　監査法人　別紙様式第二十号

（登録申請書の記載事項）

第八十四条　法第三十四条の三十四の四第一項第一号ニに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　上場会社等（法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。以下この章において同じ。）の財務書類について共同して監査証明業務（金融商品取引法第百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条第一号ロ(2)及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。）を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項

イ　公認会計士の登録番号

ロ　登録上場会社等監査人である場合には、その登録番号

ハ　法第三十四条の三十四の二の登録の申請をしている場合には、その旨及び当該申請の年月日

二　上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う監査法人に関する次に掲げる事項

イ　事務所の所在地

ロ　登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

2　法第三十四条の三十四の四第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　公認会計士の登録番号

二　事務所の名称

3　法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　社員の総数

二　公認会計士である社員の数

三　登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号

（登録申請書の添付書類）

第八十五条　法第三十四条の三十四の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第十四条各号（第一号ハ(3)及び第三号を除く。）に掲げる事項を記載した書類とする。

［条を加える。］

第五章　雑則

（法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由）

第八十三条　法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けていないこと。

二　前号の調査に協力することを拒否していること。